平成23年度 第6回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成23年7月22日(金)午後3時~3時25分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長 曽 我 紀 厚 委 員 髙 橋 敬 一 委 員 中 原 都

【事務局職員】

 事務局長
 西山秀雄
 次長
 加賀田
 啓任用課長

 丘川課長
 山添久
 給与課長
 稲田
 将

副主幹 懸樋順一

【傍聴者】 なし

4 議 題

議案第1号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第2号 職員の昇任選考について

5 議事の公開・非公開

議案第1号を公開とし、議案第2号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、一部修正の条件付きで決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

① 申請のあった職 原子力技術の職

② 採用予定者数

1名

③ 採用予定日

平成24年4月1日

④ 申請理由

原子力災害発生時には、原子力事業者による応急対策、事故の状況把握と予測、住民の安全の確保、被ばく者に対する医療措置、避難住民に対する支援等多岐にわたる緊急事態に迅速に対応する必要がある。

それに備えた防災対策の立案や環境放射線の監視などの業務のため、原子力技術の専門的知識を有する職員を採用する必要がある。

⑤ 選定方法

大学等で原子力に関する科目を履修して卒業等していること(見込みを含む。)又は原子力技術に関する5年以上の業務経験を有することを要件として、その経歴や原子力に関する専門知識等を総合的に評価して選考を行う。

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要する もの」として整理された職であり、また選定方法も適当であると判断する。

【質 疑】

委 員

業務内容や経歴の証明書は、職場が作成するのか。

事務局

経歴証明書は勤務先などが作成することとなる。例えば、現在勤務していて、この試験に合格した後に勤務先に辞職を申し出ようと考えている人にとっては、受験申込み段階で経歴証明を申し出ることは勤務先での評価に不利に働くことも想定されるため、申し出ない可能性もあると思われ、受験申込みの障害になるのではないかとの心配がある。

また、単位の取得見込みも、履修中の科目については、証明書の添付が困難ではないかと思われる。

委 員

この試験に合格し、採用が決まった者なら経歴証明書の提出を依頼してもよいだろうが、ただでさえ学歴要件や職務経験要件で該当者が少ないであろう試験に関して、申込段階での証明書添付は更に申込者を減らしてしまうことにつながるのではないか。

事務局

民間企業等経験対象試験では、職務経験確認は自書のみで受験を認めているが、今回の試験の場合は、経歴評定のみで第1次試験の合否を判定するため、正確を期したいという立場から、客観的な資料を求めていると考えられる。

委 員

最終的に第2次試験で判定することが目的で、第1次試験で合格者を極端に絞り込むことがなければ、受験申込み時の書類要件をもう少し緩めてもいいのではないか。

また、受験要件で求める経験年数が、いつの時点での年数を求めているか分からない。これは、 はっきり明示するべき。

事務局

任命権者と調整したい。調整の結果、変更もあることをご理解願いたい。

2 議案第2号 職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

7 次回の人事委員会の開催

平成23年8月26日(金)午前10時から開催することとした。